

子どもの権利相談・救済機関 西東京市子ども相談室「ほっとルーム」

ほっとルーム通信 創刊号

2019年10月発行



©シンエイ/西東京市

子ども相談室は「ほっとルーム」、子どもの権利擁護委員は「CPT」に決定！

6月から7月にかけて、擁護委員は市内の中学校生徒会を訪問し、西東京市子ども条例を説明し、愛称募集をお願いしました。夏休みに開かれたワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらって、参加した小学生が23案ずつあった愛称候補を3案ずつに絞り込みました。

2学期に入って、市内の小学校325クラスで投票が行われ、ついに愛称が決まりました！

両生徒会を11月10日の市民まつりで表彰します！



青嵐中学校生徒会「ほっとルーム」

全校生徒にプリントを配付して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。良いものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前通りにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。



田無第一中学校生徒会「CPT」

多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。

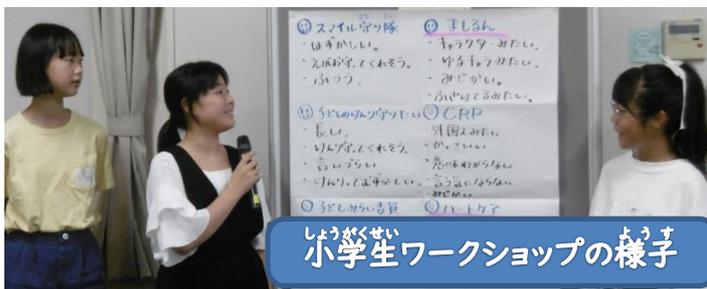
「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいと思います。



小学生によるクラス投票

クラス投票に参加した小学生に、決まった愛称について感想を聞いてみました。



小学生ワークショップの様子

- ☆ ほっとルームは安心する感じ。相談した後に、ほっとできるといいな。
- ☆ 自分たちが選んだのに決まって嬉しかった。ほっとルームは、ほっとするのと熱いのと2つのイメージがあるところがいい。
- ☆ CPTは、子どものことを考えてくれて、笑顔を守ってくれる。なんでも相談にのってくれるといいと思う。笑顔で相談してくれたら、私も笑顔になれそう。

だいひょう こ けんりようごいいん チーフ シービーティー のむら たけし
代表子どもの権利擁護委員 (Chief CPT) 野村 武司

こんにちは! 代表 (Chief) CPT になりました野村武司です。

西東京市で、昨年、子ども条例ができました。市は、これにもとづいて、子どもが困ったときに相談できるように、そして困りごとがちゃんと解決されるように相談室をつくり、子どもの権利擁護委員を置きました。今年の8月1日よりスタートしています。みんなで考えてくれて、相談室は「ほっとルーム」、子どもの権利擁護委員は、CPT (children protect team) という素敵な名前になりました。



でも、きっと、困ったとき、「こんなことで相談していいのかな」などと思うだろうな。相談するって意外とたいへんですよね。まずは、そんな気持ちから聞かせてください。電話でもいいし、遊びに来てくれてもいいです。一人一人の気持ちを大切に、一番いい方法を一緒に考えます。

ふだんのおしごと? 大学で教えること、そして子どものための弁護士です。好きなこと? こっそりお昼寝です。

こ けんりようごいいん シービーティー いり ゆり
子どもの権利擁護委員 (CPT) 井利 由利

こんにちは。私たちは、みなさんに徹底的に寄り添い、みなさんの意見を尊重します。

私は、臨床心理士としてたくさんの子どもたちや若者たちの悩みの相談にのっています。

生きづらい……どうしていいかわからない……誰にも言えない……どこに相談すればいいの

かわからない……もやもやしていても話せないかも……と思った時でも、ほっとルームのCPTがゆっくりと話を聞きます。そして一緒に解決します。安心してきてくださいね!

お待ちしております。



こ けんりようごいいん シービーティー たにがわ ゆきこ
子どもの権利擁護委員 (CPT) 谷川 由起子

私は2007年から西東京市の子ども施策に関わってきました。西東京市子ども条例が、市内で育ち学ぶみなさんの「お守り」になることを願っています。

私は社会福祉士です。福祉は「幸せ」という意味で、「幸せ」の形は自分が決めることができます。社会福祉士はそのお手伝いをします。気軽に相談してください。



すべてはココから始まった!

西東京市子ども条例ができるまで

子育て支援課 調整係 八巻 圭蔵さん

西東京市子ども条例ができて1年が経ちました。私が条例づくりに関わったのは、平成29年からです。今の子どもたちの状況や意見を知らないと、子どもへのアンケート調査や様々な場所での聞き取り、グループワークを行いながら、ほかの市区町村の取組を調べたり、市内で子どもを支援している人たちに話を聞いたりして、内容を積み上げました。たくさんの方が子どもの幸せを願ってできた条例です。

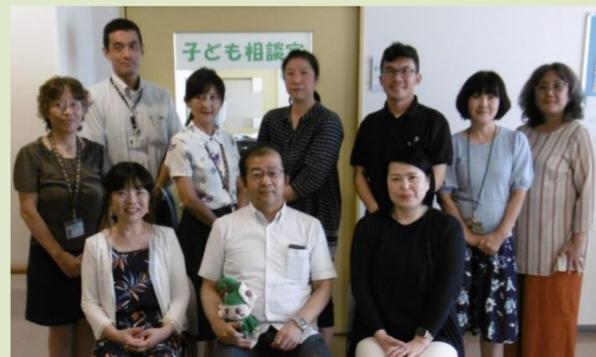
つらいときは「子ども条例」そして「ほっとルーム」があることを思い出してくださいね。

子ども相談室の歩み

西東京市子ども条例は、去年10月に動きだしました。西東京市に住んだり、学校や仕事に通ってきたりする全ての子どもたちにとって、やさしいまちにしていこうという思いが込められています。

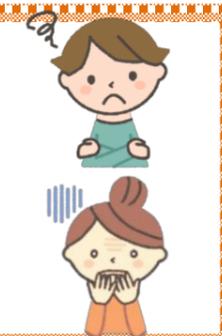
1学期に学校等から配られたリーフレットは、子ども条例の内容を知らせるものです。また、子ども相談室に親しみをもってもらうために、小・中学生には愛称の決定に参加してもらいました。

こうして、8月1日に「子ども相談室」が住吉会館ルピナス2階にオープンしました。子ども相談室は、「子どもの権利擁護委員」が子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるための施設です。



どんなとき?

- 1 学校で、おうちで、どこでも
- 2 つらいとき、苦しいとき、困ったとき
- 3 いじめられているとき
- 4 大切にしてもらえないとき
- 5 どうしたらいいのかわからないとき



相談の流れ

ほっとルームへ気軽に相談してください

友達のこと、学校のこと、勉強のこと、家族のことなど
 自分のことでなくても大丈夫です

まずは気軽に
 お電話ください。



子ども相談室
ほっとルーム

子どもの権利擁護委員
 シービーティー
CPT
 (children protect team の略)

一緒に考えます

一緒に調べます

意見を伝えます

子どもの気持ちや意見をゆっくり最後まで聞きます。子ども自身が一番良いと思える方法を一緒に考えます。

子どもの希望に応じて関係する人に話を聞いたり、調査したりすることができます。

関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

安心した。どうすればいいかわかった。もう大丈夫!

子どもに笑顔が戻るまで、ほっとルームが寄り添います。



こそだてフェスタ

9月29日には、南町スポーツ・文化交流センターきらっとで西東京市子ども条例を紹介し、ブースでは「子育て・子どものしつけ あるあるチェック」を行いました。
親子、祖父母等、多くの参加がありました。
参加者の声を少しだけ紹介します。

- ☆ あるあるチェックの正解はわかっているけど、自分がやりそうなことを、正直に答えました。少数派でしたね。
- ☆ 子ども相談室ができて、相談できる場所が増えてよかった。

ルピナスまつり

10月6日、住吉会館ルピナスで「ほっとルームによるこそ」と題したイベントを行いました。子どもたちはCPTとの名刺交換ゲームや相談体験に参加しました。
ボランティアとして運営を担当した保谷高校の生徒の感想を紹介します。

☆ 子どもたちが多く来てくれて、とても楽しかったです!! 何か困ったことがあれば、相談室に来たいと思いました!!



市民向け講座

市民のみなさんと考える「子どもの権利」

日時: 2020年2月1日(土) 午後1時から
場所: コール田無

内容: 子ども条例副読本の制作にかかわった学生によるリレートーク、野村武司子どもの権利擁護委員による基調講演とシンポジウムなどを予定しています。

問合せ先: 子ども相談係(直通: 042-439-6645)

ぜひ、お越しください!



西東京市子ども相談室

ほっとルーム

CPT (children protect team) ~子どもの笑顔を守るため~

相談受付

平日 午後2時~午後8時
土曜日 午前10時~午後4時
日曜・祝日・年末年始はおやすみです。

相談電話

フリーダイヤル クイック なやみなし
0120-9109-77

電話も相談も無料です。携帯でも大丈夫。

場所

住吉町6-15-6
住吉会館ルピナス2階
会ってお話もできます。

